

特定（介護予防）福祉用具販売

株式会社仁済 福祉用具貸与事業所 運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社仁済が開設する株式会社仁済福祉用具貸与事業所（以下「事業所」という。）が行う指定特定（介護予防）福祉用具販売の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員（介護福祉士、義肢装具士、看護師、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士又は、都道府県知事が指定した専門相談員講習会修了者、若しくは都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認める者（以下「専門相談員」という。））が、要介護状態（要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定特定（介護予防）福祉用具販売を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の専門相談員は、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護状態（要支援状態）にある高齢者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえ、適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、日常生活上の便宜を図り、その機能訓練等に資するとともに、利用者を介護する者の負担軽減を図る。

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 株式会社 仁済 福祉用具貸与事業所
- 二 所在地 東京都大田区東馬込1-4-15 ニューフラット東馬込1階
電話 03-5718-8150
FAX 03-5718-8151

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 常勤1名（専門相談員兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 専門相談員 常勤3名以上（うち1名管理者兼務）
専門相談員は、適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行う。
- 三 事務職員1名

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後6時
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（福祉用具販売の提供方法、内容及び販売費用の額等）

第6条 特定（介護予防）福祉用具販売の提供方法及び内容は次のとおりとし、特定（介護予防）福祉用具販売を提供した場合の販売費用の額は、別紙料金表によるものとする。

- 2 専門相談員は特定（介護予防）福祉用具販売にあたっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具を選定し、専門的知識に基づき福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供する。
- 3 特定（介護予防）福祉用具販売にあたっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行う。また、利用者の心身の状況に応じて福祉用具の調整等を行う。

- 4 次条に定める通常の実施区域を超えて行う特定（介護予防）福祉用具販売に要した交通費及び特別な搬入に要した経費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- 一 移動手段が公共交通機関の場合 実費
 - 二 移動手段が自動車等の場合 1kmあたり 50円
- 5 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（故障・不具合、事故・苦情・その他の問い合わせ）

第7条 故障・不具合・事故・苦情、その他福祉用具使用上の不明な点等の問い合わせ先を以下のとおりとする。

受付時間 9：00～18：00（休業日を除く）

住所 東京都大田区東馬込1-4-15 ニューフラット東馬込1階

電話 03-5718-8150

FAX 03-5718-8151

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、東京都と神奈川の一部地域の区域とする。

（苦情処理）

- 第9条 管理者は、提供した福祉用具に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を配置し、事実関係の調査を実施したうえ、必要に応じて改善措置を講じるとともに、利用者及び家族に説明するものとする。
- 2 事業所は、提供した福祉用具に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法）

- 第10条 事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護保険サービスを提供するために、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、事業所の保全について計画的に取り組む。
- 2 本事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 3 本事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 4 本事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（個人情報の保護）

- 第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（ハラスメント防止に関する事項）

- 第12条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - 二 虐待防止のための指針の整備
 - 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の禁止)

第14条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」という。)を行ってはならない。

- 二 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- 三 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 四 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理及び感染症対策、従事者等の健康管理等)

第16条 特定福祉用具販売に使用する備品等は清潔に保管し、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 二 福祉用具貸与事業所従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。
- 三 感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等に取り組む。必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 指定特定（介護予防）福祉用具販売事業所は、専門相談員の資質の向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後6カ月以内
 - 二 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社仁済と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(相談・苦情対応)

第18条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけられた指定居宅サービスに関する利用者の要望、苦情等に対

し、迅速に対応します。

相談窓口：管理者 和光 智宏

附 則

この規程は、平成18年4月1日から改定する。

この規程は、平成24年4月10日から改定する。

この規程は、平成25年10月21日から改定する。

この規程は、令和5年8月1日から改定する。

この規程は、令和6年4月1日から改定する

この規程は、令和7年2月1日から改定する